

行政組織の改正について

総務部 行政管理課
(20-2112)

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症は、市民の家計や市中経済に深刻な影響を及ぼしており、本市では「第1次及び第2次明日の笑顔プロジェクト」を実施し、市民生活及び中小企業等への支援を行っています。これらに加えて、このたびの国の地方創生臨時交付金（2次補正分）等を活用した第3次の経済支援事業を着実に推進するとともに、市民に分かりやすい組織とするため、臨時の行政組織を設置することについて報告するものです。

2 組織設置の時期及び期間

令和2（2020）年8月1日から令和3（2021）年3月31日まで

3 組織改正の内容

「第3次明日の笑顔プロジェクト」を着実に推進するため、以下の2担当を臨時的に設置する。

なお、いずれの担当も「第3次明日の笑顔プロジェクト」事業のうち、既存業務や上乘せ業務を除いた、緊急経済対策の新規施策等を所掌するものとする。

(1) 市民生活緊急経済対策担当の新設

市民生活等の支援を迅速かつ的確に実施するため、総合政策部企画政策課内に「市民生活緊急経済対策担当」を設置する。

(2) 中小企業緊急経済対策担当の新設

中小企業等の支援を迅速かつ的確に実施するため、産業観光部商業振興課内に「中小企業緊急経済対策担当」を設置する。

4 組織改正の概要図

別紙 1 のとおり

5 行政組織図（令和 2（2020）年 8 月 1 日現在）

別紙 2 のとおり

6 行政組織数の増減

年度	部	課	課内室	担当等	計
令和 2（2020）年 8 月	1 0	6 0	1 2	1 5 4	2 3 6
令和 2（2020）年 4 月	1 0	6 0	1 2	1 5 2	2 3 4
増減数	0	0	0	+ 2	+ 2

7 今後のスケジュール

令和 2（2020）年 8 月 組織改正

市ホームページで周知

9 月 広報「あしかがみ」で周知